貸切バス運賃セミナー

観光庁観光産業課 令和6年2月21日



1. 軽井沢スキーバス事故の概要



事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス(乗員乗客41名)が反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員乗客15名(乗客13名・乗員2名)が死亡、乗客26名が重軽傷(骨折等の重傷17名・軽傷9名)を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

事故発生直後の国土交通省の対応

- ▶ 事故直後、国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置(これまで17回開催)
- ▶ 被害者相談窓口(本省・地方運輸局)において、被害者の方々からの相談・ 要望に対応
- ▶ 当該貸切バス事業者に特別監査を実施(1/15,16,17,29)
- ▶ 事業用自動車事故調査委員会へ調査を要請(1/15)
- ▶ 石井大臣(1/16)、山本副大臣(1/15)が現地を視察
- ▶ 全国の貸切バス事業者に対し、街頭監査・集中監査を開始(1/19以降)
- ▶ 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会開催(1/29から6/3まで10回開催)
- ▶ 当該貸切バス事業者に事業許可取消処分を実施(2/19)
- ▶ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」とりまとめ(6/3)
- ▶改正道路運送法公布(12/16)、施行(12/20)(*許可更新制H29/4/1施行)

<特別監査で判明した主な違反>

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の記載不備
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

●事故車両の損傷状況



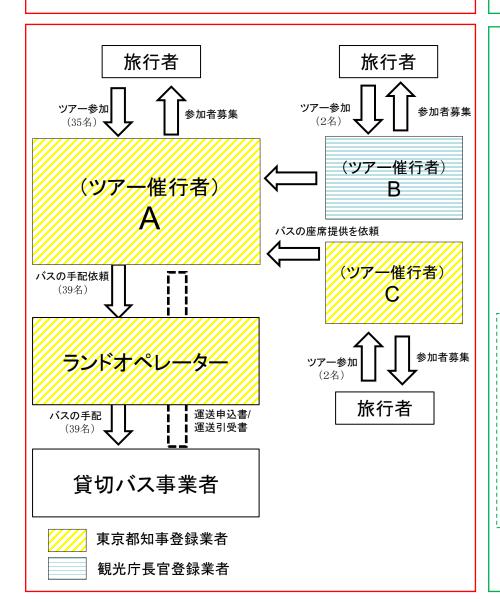
●事故直前の運行経路



2. 軽井沢スキーバス事故を受けた旅行業者等への対応



旅行業者等とバス事業者の契約関係等



旅行業者への行政処分結果

ツア一催行者 A ⇒ 登録取消

ツア一催行者 B ⇒ 業務停止(54日間)

ツアー催行者 C ⇒ 業務停止(54日間)

ランドオペレーター ⇒ 処分なし

※当時ランオペに対する法的規制がなかったため

<旅行業者の主な法令違反の内容>

- ①貸切バスの下限割れ運賃関与(法第13条違反)
- ②旅行業務取扱管理者の職務専念義務違反(法 第11条の2違反)
- ③企画旅行の円滑な実施の確保義務違反(法第12条の10違反)

3. 軽井沢スキーバス事故の総合的な対策※(抜粋)



※正式名:安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会とりまとめ)

(4)旅行業者、利用者等との関係強化

- 1. 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化
 - ①旅行業者と貸切バス事業者の取引の事例調査
 - ②運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加
 - ③手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わし
 - ④通報窓口の設置
 - ⑤専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備
 - ⑥旅行業界における知識習得の場の充実
 - ⑦学校等による適切な貸切バス選定の推進
- 2. 利用者に対する安全情報の「見える化」
 - ⑧貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充
 - ⑨利用者への貸切バス事業者名の提供
 - ⑩貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築
 - ⑪車体等へのASV技術の搭載状況の表示
 - (12)安全運行パートナーシップガイドラインの改訂
- 3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討
 - ③ランドオペレーターへの対応
 - ⑭旅行業者への行政処分等の強化

4. 旅行サービス手配業に係る規制の創設(改正旅行業法第23条-40条、74条等)



現状•課題

- 旅行サービス手配業者(いわゆるランドオペレーター)に旅行手配を丸投げすることにより、<u>安全性が低下する事案の発生</u>。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした<u>土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘</u> <u>等の実態</u>があり、是正が必要。

旅行業法の改正概要

※平成30年1月4日施行

- ① 旅行サービス手配業者を<mark>登録制</mark>を創設(第23条)
- ② 旅行業務取扱管理者又は<u>旅行サービス手配業務取扱管理者(</u>※)の選任を義務づけ (※: 研修及び効果測定にて資格取得) (第28条第1項)
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け(第28条第6項)
- ④ 書面交付を義務付け (第30条)
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等<u>禁止事項を明示</u>(第31条、32条)→(施行規則第52条)
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備(第36条、37条、74条等)

旅行サービス手配業務取扱管理者

- 〇 営業所ごとに、一人以上の管理者の選任が必要
- 取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実 性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保 するために必要な事項についての管理・監督を行う
- 定期的な研修受講(3~5年ごと)

書面交付義務

○ 契約内容について取引の当事者が正確に理解し、<u>旅行の</u> 安全を制度的に担保するため、旅行業者・サービス提供者双 方への書面交付を義務づけ

<書面記載事項>

「旅行者に提供するべき旅行に関するサービスの内容」等 国土交通省令で定める事項を記載

(例) 旅行に関するサービスの内容

旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名 等

5. BtoB取引における書面交付の義務化について



平成30年1月から、旅行業者等及び旅行サービス手配業者に対して義務化(改正旅行業法)。 バスの手配に関しては、基本的には運送申込書・運送引受書で代替可能。

旅行サービス手配業を仲介する等、運送申込書・運送引受書によらない場合は、省令で定める項目がもれなく記載されているか確認しましょう。

く旅行業法>

(書面の交付)

第十二条の五

3 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)と旅行業務に関し契約を締結した ときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービス の内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

<旅行業法施行規則>

※旅行サービス手配業者は法第30条、省令49条参照

(書面の記載事項)

第二十七条の四 法第十二条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所(当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者 である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号)
- 二 契約を締結する旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- 三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- 四 旅行業者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項
- 五 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- 六 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名
- 七 契約締結の年月日
- ※法12条の5違反がある場合、行政指導により改善を求めることとするが、改善が認められない場合は<u>18日間の業務停止処分が科せられる場合があります。</u>
- ※この旅行業者への行政指導・行政処分は第1種旅行業の場合。その他の種別の旅行業者や旅行サービス手配業者は登録行政庁である都道府県の処分基準による。

6. 旅行業者等への行政処分(運賃の下限割れ、営業区域外旅客運送)



道路運送法第9条の2第1項(運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出)違反

道路運送法第20条(営業区域外旅客運送の禁止)違反 等



18日間の業務停止



貸切バス事業者

60日車(車両停止)

く旅行業法>

(禁止行為)

第十三条 旅行業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を 行ってはならない。
 - 一 (略)
 - 二 <u>旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあっせんし、</u> 又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。
 - 三~四(略)
- ※旅行業者が旅行サービス手配業務として関与した場合も同様。
- ※旅行業者の行政処分は第1種旅行業の場合。その他の種別の旅行業者や旅行サービス手配業者は登録行政庁である都道府県の処分基準による。

7. 貸切バスの法令違反が疑われるケース



以下の事例は立入検査等により判明した営業区域外旅客運送や運賃の下限割れという違反の例です。 営業区域外旅客運送となっていないか、**貸切バス事業者の営業区域及び旅行の発地及び着地について確認 する必要**があります。

また、貸切バスは航空や鉄道といった他の輸送モードと異なり、道路交通事情等により運賃・料金が変動するため、**必ず運行終了後に、精算の必要性について確認する必要**があります。

【ケース①】

営業区域外の空港で旅行者を乗車させ、営業区域内の観光地を回った後、再度営業区域外の空港まで旅行者を送る旅程であるなど、必要な確認を怠って営業区域外での運送を行ったケース

⇒営業区域外旅客運送を行った場合、旅行業者も関与したとして行政処分の対象となりえます。

【ケース②】

長年の付き合い(一日いくらで契約)や慣習等により、運賃・料金の計算を全て**貸切バス事業者任せ**にして、 運送申込書・運送引受書の走行距離や時間、運賃の下限額の記載内容や計算結果等が**デタラメ**なのに、 <u>旅行会社として全く確認をしていない</u>ケース

⇒運賃の下限割れをしていた場合、運賃の計算を貸切バス事業者任せにし、旅行業者自らチェック していなかったとしても、旅行業者は下限割れに関与したとして行政処分の対象となりえます。



【ケース③】

渋滞等で旅行行程が予期せず変更となるなど、実際の運送が運送引受書記載の走行距離や時間と大きく 異なるにも関わらず、<u>精算を行っていない</u>ケース

⇒運賃の下限割れをしていた場合、運送引受書に記載の下限額を下回らない運賃額を旅行業者が支払っていたとしても、実際の運送に基づき算出された下限額を下回らない適正な運賃額が支払われていなければ、旅行業者が下限割れに関与したとして行政処分の対象となりえます。

8. 運送申込書・運送引受書の確認 (運賃の下限割れ)



運送引受書には、運送の引受けに係る**走行距離、時間や運賃・料金等の額や、貸切バス事業者が国に届出を行っている運賃・料金の下限額等を記載**することになっています。

運送申込書/運送引受書・乗車券 申込日: ※申込者は、太線内をご記入順います。 年 月 氏名 電話 FAX: 申込者 E-mail 住所 緊急連絡先 電話 FAX E-mail 住所 緊急連絡先 氏名 電話 FAX E-mail 引受け 緊急連絡先: 事業 任意保険・共済 中込栗車人員 車種別の車両数 月 日(配車日時 旅行の日程 乗務員の休憩 主な経由地 宿泊場所 時刻 時刻 うち、絵客が乗車しない区間 営業所車庫 月 日(月 日(車掌 (ガイド) 運賃及び料金の 口その他 【走行距離】 【走行時間】 実車 適用を受けようと 時間 □障害者施設団体割引 する割引 ※ 標準運送約款 5条2項に規定する所定の証明書を添付 (料金の確認 消費税 実 費 (税込) 特約事項 (実費の詳細



運送引受書に記載の運行開始日時・運行終了日時(走行時間)及び総走行距離等から、運賃・料金の下限額の計算が可能となります。

運賃・料金の額が下限額を下回っていないか確認しなければなりません。

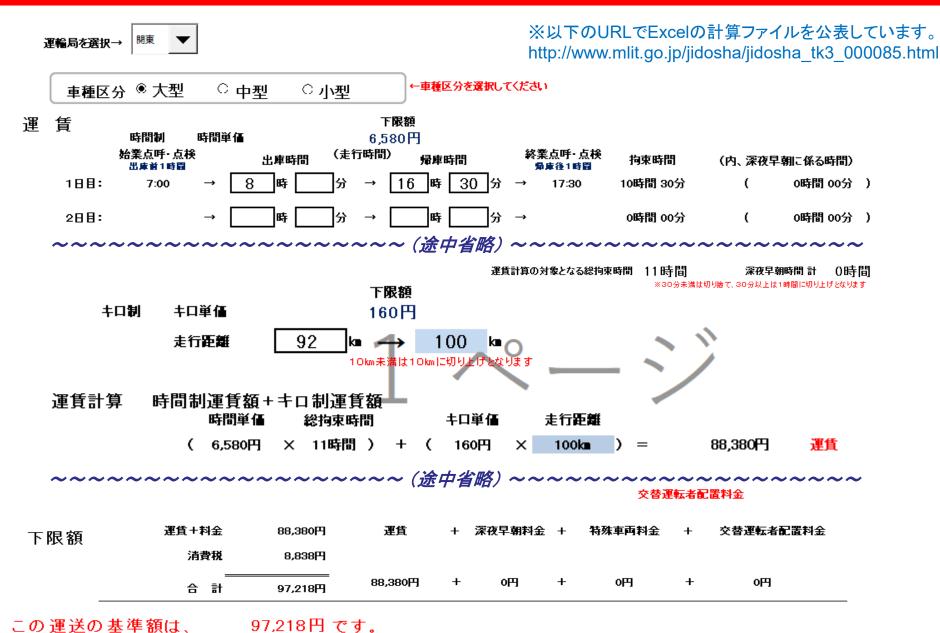
運送申込書・運送引受書の確認(事例)



軍	送を	氏	氏名·名称		▲▲観光バス㈱									
	受け		住所		神奈川県横浜市〇〇区××									
る者		事	事業許可		. 昭和●年●月●日 関自旅一第●●号									
				呂	業区域∶神							_		
申	込乗	車人	. 員		30人	乗車定員別又は		型車	中生	中型車		小型車		
配車日時			.	10月25(金)		車種別の車両数	1	両		両		両		
	HO 1	,		8:15		配車場所	横浜駅							
						旅行 <i>0</i> .)日程							
		_		<u>አ</u> ፉ ተሞ	発車	→ + >⟨ 2 → ± b	到着	* + +	宿	宿泊 待機 場所 時間		乗務員の休憩		
	月			発地	時刻	主な経由地	時刻	着地	, 場			地点	時間	
1	10	/O.F.	横浜	± #□	0.00	東京タワー	11:10	東京スカ	コイ		1 10	東京スカ イツリー	1 00	
1	10/	/25	伸及	に 時代	8:30	一皇居 他		ツリー			1:10	駐車場	1:00	
2	(2) 10/25 1		東京ツリ	スカイ ー	12:20	浅草一上野公園 他	16:05	横浜駅						
うち	、旅客	₹が乗	車し	ない区	引:車庫-横河	本社 営業所車庫								
☆#	\#\#=	±z.		有 無 交替の地点()	【運行開始日時】 【運行終了日時】						
父省	運転和	Á		「無」の場合の理由 昼間短距離 その他()				10月	10月25日(金) 10月25日(金)					
車掌	(ガイ	ド)		有(無) 交替		8:00		16:30					
運賃	及び米	斗金の)	■ 銀	庁振込 □)	【走	【走行距離】 【			【走行時間】			
支払	方法			支	仏期日:令和	1年11月30日		総	総 92km 総			8時間30分		
適用	を受け	ナようと	_	口学	交団体割引	割引	実車 80km 実車 3時間3							
する		, 0. , 0	_	□ そ	の他(運 賃 105,000円								
				※標準道	送約款5条2項	(上限額: 円 下限額:97,218円)								
								料 金					円	
								(上限額: 円 下限額 :円)						
						消費稅	消費税 10,500円							
特約事項						実費(オ	実費(税込)							
						合計請求金額			115,500円					
								手 数	手数料金	額(税)	<u>\</u>)	11,550円		
								料等	月払·年払	 ム等	口有	■無	_	
									その他経	費等	□有	■無	_	

運賃・料金の計算シミュレーターでの確認





実際の運賃・料金がこの下限額を下回っている場合は、運賃料金の届出に違反しているおそれがあります。

9. 運送申込書・引受書の確認 (営業区域)



運送引受書には運送を引き受ける貸切バス事業者の営業区域を記載することになっています。

運送申込書/運送引受書・乗車券







運送引受書記載の営業区域と 旅行の日程を確認し、発地又は 着地のいずれか一方が、貸切 バス事業者の営業区域内にあ ることを確認。

発地、着地のいずれもが営業区域外での運送を行った場合、貸切バス事業者は道路運送法第20条(営業区域外旅客運送の禁止)の違反となり、行政処分の対象となります。

旅行業者も業務停止の処分に 処せられます。

10. 旅行業者等への行政処分(手数料等による実質的な下限割れ)①



道路運送法第10条(運賃又は料金の割戻しの禁止)違反

旅行業者等※

業務改善命令



貸切バス事業者

60日車(車両停止)

<旅行業法>

(業務改善命令)

第十八条の三 観光庁長官は、旅行業者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行業者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一~五(略)

六 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

※旅行業者の行政処分は第1種旅行業の場合。その他の旅行業者及び旅行サービス手配業者の場合は、登録行政庁である都道府県の処分基準による。

旅行業者等への行政処分(手数料等による実質的な下限割れ)②



「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」 (H31.4.1付観参第6号観光庁参事官(旅行振興)通達)

貸切バス事業者から旅行業者等(旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。)に対し、運送の引受けに際して支払われる手数料等(名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭をいう。以下同じ。)により、貸切バス事業者が、安全を確保するための経費(以下「安全コスト」という。)が阻害されているとして、道路運送法(以下「運送法」という。)第10条違反(運賃・料金の割戻し違反)により行政処分を受けた場合の、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者等に対する旅行業法(以下「法」という。)の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととするので、その旨了知されたい。

なお、本取扱いについては、旅行業協会非加盟の第一種旅行業者、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会及び各都道府県に対しても、通知済であることを申し添える。

記

- 1. 「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第307号通達)により、貸切バス事業者と旅行業者等において、運送の引受けに際して取引される手数料等によって、貸切バス事業者が本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全コストを割り込んで手数料等が旅行業者等に対して支払われていると判断された場合、貸切バス事業者は運送法第10条違反となることが明確化された。
- 2. 手数料等については、原則として、事業者間の自由な競争の下で行われる取引であるが、手数料等により、当該取引の相手方である貸切バス事業者が運送法第10条違反で行政処分を受けた場合は、手数料等により、当該貸切バス事業者の安全コストが阻害されていると判断されたものであり、このような状態で貸切バスの運送が行われることは、今後重大なバス事故につながるおそれがあり、旅行の安全の確保にも影響を及ぼすことが考えられる。

このため、事故の事前の防止を図り、旅行の安全を確保する観点から、貸切バス事業者が手数料等により運送法第10条違反により行政処分を受けた場合、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者等に対しては、法第18条の3第1項第6号の規定に基づく業務改善命令を発出し、手数料等に係る取引に対して改善を求めることとする。

3. なお、行政処分や行政指導を行う際は、「行政指導に関する独占禁止法の考え方」(平成6年6月30日公正取引委員会)2(2) 価格に関する行政指導に留意するものとする。

旅行業者等への行政処分(手数料等による実質的な下限割れ)③(参考)



「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」 (H31.3.29付国自旅第307号自動車局旅客課長通達)

一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者(以下「旅行業者等」という。) との運送の引受けに際して、手数料等(名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。)が取引されている。

手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費(以下「安全コスト」という。)を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁参事官(旅行振興)及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 1. 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送 法第10条の運賃の割戻しに該当する。
- 2. 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。
- 3. 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成11年12月13日付け自旅第129号)」別紙3一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について(平成26年7月1日付け国自旅第70号)」第1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度1年間の原価を算定する。

その原価の合計額に対して安全コスト(営業費(その他経費に含まれる手数料等を除く。)及び安全運行経費の合計額)が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

4. なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方(平成6年6月30日公正取引委員会)」2(2)価格に関する行政指導に留意すること。

旅行業者等への行政処分(手数料等による実質的な下限割れ)④(参考)



【参考】「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(抄) H6.6.30公正取引委員会通知

- 2 行政指導の諸類型と独占禁止法
- (2) 価格に関する行政指導 公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる 必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、 又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係におい て問題を生じさせるおそれがある(独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第一九条)。
 - [1] <u>価格の引上げ又は引下げについて、その額・率(幅)等目安となる具体的な数字を示して指導すること</u>。 このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き 下げることを決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけを いうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる(以下同じ。)。

[2]~[5](略)

11. 手数料等による実質的な下限割れ運賃に係る行政処分までの流れ(概略)



端緒情報(第三者委員会への通報、適正化機関の巡回指導等)

※第三者委員会に対する通報事案についても、 速やかに国へ通知する体制を整備

国が積極的・主体的に調査等を実施

自動車部局

観光部局

調査等

貸切バス事業者への調査・監査等の実施

(手数料等の支払いにより、確保すべき安全コストを 阻害していないかどうか、個別に運賃・料金の原価 計算等を実施して判断) 情報共有 •連携

旅行業者への調査・立入検査等の実施

(バス事業者から運送の引受に際して支払われる金銭について、目的・内容や収受状況等について調査し、<u>手数料に該</u>当するかどうかを判断)

※手数料等の商慣習上の取引実態等 について専門的な知見による助言 第三者委員会の助言

第三者委の助言も参考に国において最終的に判断

行政処分

貸切バス事業者への行政処分

(手数料等の支払いにより、安全コストを確保していないと判断した場合、道路運送法第10条の運賃・料金の割戻し禁止違反として処分を実施)

<u></u> 処分 通知

旅行業者に対して「業務改善命令」の行政処分

(処分を受けた貸切バス事業者との取引に関与した旅行業者に対しては、旅行業法第18条の3第1項により業務改善命令を発出)

※手数料等を差し引いた運賃が、輸送の安全を確保するための 経費を割り込んでいると判断した場合は、運賃を割り戻したも のとして、道路運送法第10条違反となる。 ※貸切バス事業者が道路運送法第10条違反で処分された場合、 旅行の安全を確保する観点から、旅行業法第18条の3第1項による業務改善命令の対象となる。

12. 運送申込書・運送引受書への手数料等の記載の義務化



運送引受書には、手数料等の額を記載することになっています。

※実質的な下限割れ運賃の防止等に向けた取引環境のさらなる適正化を図るため、令和元年8月より義務化。

運送申込書/運送引受書・乗車券

*	申込制	計は、	、太線	内をご記入	順います。					Ħ	1込日	:	£	F ,	Ą	Ħ		
申込者		B	紀							Ľ	電話:		-	_				
		• :	名称	(担当者名)							FAX:		-	_				
		4	主所								E-mail	_						
		_	E/71							緊急連絡先: 一 一								
#22	約	B	七名							_1	電話:							
-	任	• 名称		旅客の団体	の名称:	(担)	省名)			FAX:								
-	ř	4	主所								E-mail:							
		_										緊急連絡先:						
		氏名								電話:								
#	差を		名称							FAX:								
	受け	É	主所							E-mail:								
る	者	_								緊急連絡先:					n/s	II. Não		
İ			¥業 午可	営業区域:	年 月 日	第			号				H	任意保				
		ā	TPJ	首果 (4)					- 101-4-					け人 け物		無制限 万円		
中间	乙栗車	人員			乗車定員別又は	大型車 中型 雨		-	中型車		小型車		-	440	200	万円		
_			+	<u></u>	車種別の車両数			両		両		4)	ł		制限			
Ā	1車5	時	月		配車場所							3	楽験当す		のに〇			
				:						ŧ	國: 有	i - 無	*	を記入				
						旅行の	日程											
М		Т		発車		到着			T		待機 乗務員		員の	の休憩				
$ \cdot $	月日	1	発地	時刻	主な経由地	時刻	着	地	宿泊場所	Я	時間	地点	4	時間	0	考		
Θ	-/	+		:		1 :		\dashv			-	200		:				
2	-	+				1	i				:	1		:				
3	/	\top		:		:	- i t -				:			:				
4	/	T		:		:					:			:				
うち	、旅客	が乗	車しない	·区間:							()営業	所車	車		
	vender d			有・無 交替の地点()) 【運行開始日時】 【運行終了日				日時】			
父替	運転者	4		「無」の場合の理由:昼間短距離・その他()) 月日() 月日(()			
車拳	(ガイ	k)		有・無 交替の地点()		:			:			
運賃	及び	4金0	מ	□ 銀行振込 □ 現 金 □その他() [1						「距離 】 【走行時間】								
_	方法			支払期日: 年 月 日					総実案			km	総		朝	分		
	を受	けよ	うと	O F COMPANY OF B WARRENT HIS								kn	実市		÷(N)	分		
する割引										黄						円		
\vdash				※ 標準運送	約款 5条2項に規定す	る所定の証	明書を記	附。	(上限			H	TR	B額:		H) *		
i										金 円 RM								
										(上限額: 円 下限額: 円)* (料金の種類:)								
				消						養税 円						É		
特約事項										費 (税込)					, H			
										tの詳細:) 合計請求金額 円								
									Ī	#	手 手数料金額 (殺込)					円		
										数料		年払等			有	口無		
									L		その他	経費等	\$		有	□無		

(様式例)			
運賃			円
(上限額:	円	下限額:	円)
料金 (上限額: (料金の種類:	円	下限額:	円 円))
消費税			円
実費(税込) (実費の詳細:			円)
<u>合計請求金</u>	額		円
手 数 月払・ その他	年払等		円旦無旦無

手数料等の記載自体はバス事業者が行うものですが、 旅行業者は当該手数料等の取引の相手方として、その 記載内容について十分に確認を行う必要があります。

13. 手数料等の基本的な考え方について ①



旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取り扱いについて(令和元年7月 観光庁)

<何が手数料に当たるのか?>

貸切バス事業者が、<u>運送の引き受けに際して</u>、名目の如何を問わず運送申込者である旅行業者等に<u>支払う金銭</u>について、手数料か否かの判断を行う。

ただし、実際に発生した経費としての実体があり、貸切バス事業者側に支払義務が発生するものであって、かつ、当該費用の支払額が著しく社会通念を逸脱しているものではない場合は、基本的に手数料としては取り扱わない。

<運送の引受の段階で決まっていない手数料は?>

<u>運送の引き受けに際して支払われる金銭</u>とは、必ずしも個々の運送の引き受けの都度毎に精算を行うものに限らず、 月単位や年単位でその額・率を取り決めて支払いを行っていたり、運送実績等に応じて支払い額が変動するような取扱 いとしているようなものも含む。

<旅行業者に直接支払っていなければ問題ないのか?>

貸切バス事業者が、運送申込者である旅行業者等以外の第三者に支払う金銭がある場合であっても、貸切バス事業者から第三者に支払われた金銭を、当該第三者を経由して(その間に他の第三者を経由する場合も含む)、旅行業者等が収受しており、当該収受した金銭が実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱う。

手数料等の基本的な考え方について ②



旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取り扱いについて(令和元年7月 観光庁)

<実費に対する手数料の取扱いは?>

貸切バスの運送に当たって発生した有料道路代、駐車場代、ガイド料や昼食代等といった費用に対して、貸切バス事業者が立替払いとしてサービス等の提供者に対して支払った額から、名目の如何を問わず何らかの金額を控除して旅行業者等との間で精算を行っている場合は、手数料として取り扱うものとする。

なお、立替払いを行った費用の精算以外の名目で、貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われている金銭があり、当該金銭の支払いが<u>実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合</u>は、手数料として取り扱う。

「実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合」とは?

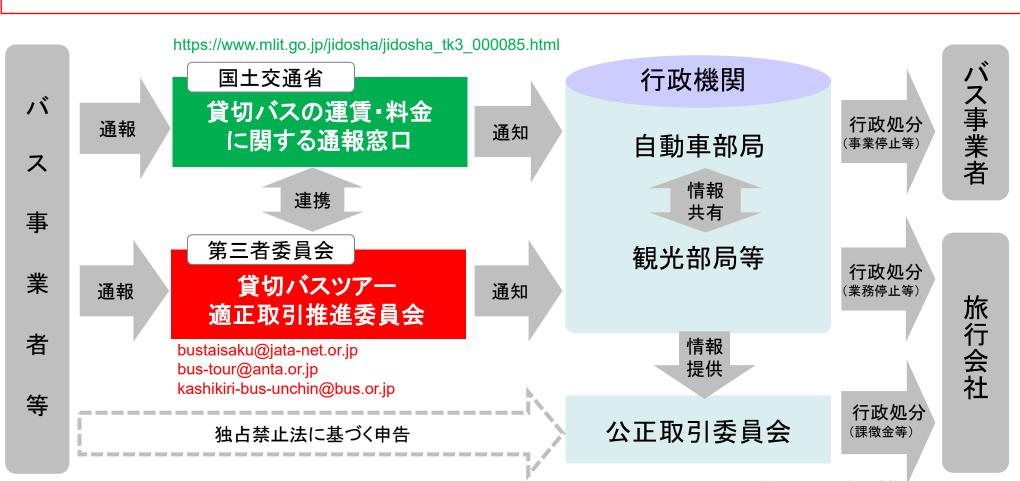
- ○「広告宣伝費」として取引されたものに関して、広告物や宣伝を実施するという実体がなかったり、実経費が発生して いる場合であっても、当該費用が社会通念上著しく実態と乖離している場合
- ○「負担金・協力金」などといった名目で旅行業者等が貸切バス事業者から金銭を徴収する場合に、どういった目的・内容で負担を求めるものであり、それがどういった形で活用されるものなのかが明らかではなく、当該費用についての客観的な説明が困難であるような場合
- ※広告宣伝費、負担金、協力金、協賛金、交際費、旅費、会議費、備品消耗品費、加盟料、システム利用料、各種会費等といった、「手数料」 といった名称ではない経費の取引があったとしても、実質的に運送の引き受けに際して取引される手数料と同様の性質・目的をもった経費 であると判断される場合は、手数料として取り扱う。

14. 通報窓口(国土交通省及び第三者委員会)の設置



貸切バスの運賃・料金違反等の悪質事例を通報する窓口を設置しています。(平成28年8月~) 運賃・料金に関する通報は「貸切バスの運賃・料金に関する通報窓口」に、手数料等に関する通報 は「貸切バスツアー適正取引推進委員会」に通報して下さい。

このほか、取引先の優越的地位の濫用事例は公正取引委員会に直接申告することも可能です。



※行政処分は必要に応じて実施

15. 旅行募集広告等に貸切バス名の表示



- 旅行者に対して、①募集の段階で利用予定の貸切バス事業者名を表示するとともに、
 - ②最終確定書面にて確定した貸切バス事業者名を通知する。(平成28年10月~)

【募集HP)】



【運行バス会社:〇〇交通バスまたは同等】

【募集HP)】



【最終確定書面(最終日程表)】

○月○日実施の○○ツアーについて、下記のとおり日程表を送付します。

. . .

. . .

貸切バス事業者名:○○観光バス



根拠:「企画旅行に関する広告の表示基準等について」(観光庁通達:平成17年2月28日付国総旅振第387号)

16. 広告表示違反等に関する行政処分



<旅行業法>

(企画旅行の広告)

第十二条の七 旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行業者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしなければならない。

(取引条件の説明)

- 第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。
- 2 旅行業者等は、<u>前項の規定による説明をするときは、</u>国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名、通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条第一項に規定する全国通訳案内士(以下単に「全国通訳案内士」という。)又は同条第二項に規定する地域通訳案内士(以下単に「地域通訳案内士」という。)の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した<u>書面を交付しなければならない</u>。

く企画旅行に関する広告の表示基準等について>

(観光庁通達:H17.2.28国総旅振第387号)

- 2 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項について
- (3)「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」について(規則第13条第3号)
- 少なくとも、利用する運送機関の種類又は名称、宿泊機関の種類又は名称並びに朝食、昼食及び夕食別の回数につき以下の要領により表示すること。
- ② 道路運送法第9 条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)運行のバス(以下「貸切バス」という。)を利用する場合には、利用予定の貸切バス事業者を表示することとし、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記すること。なお、「同等」と表示する場合は、別途、貸切バス事業者のリストを作成し、旅行者に利用予定の貸切バス事業者がわかるようにし、最終確定書面にて確定した貸切バス事業者の名称を通知すること。

- 3 企画旅行契約等に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について
- (6)「旅行者が(5)に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容」について(規則第5条第1号木) 少なくとも次の事項を記載すること。
- ① 運送サービス 利用する運送機関の種類、名称及び等級
- オ 貸切バスを利用する場合は、利用予定の貸切バス事業者を表示すること。この場合、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記すること。なお、「同等」と表示する場合は、別途、貸切バス事業者のリストを作成し、旅行者に利用予定の貸切バス事業者がわかるようにすること。

行政指導 → 18日間の業務停止

行政指導 → 6日間の業務停止

17. 安全運行パートナーシップ宣言



<目的>

旅行業者と貸切バス事業者が、お互いの事業活動をする上で欠かすことのできない パートナーであることを理解し、その協力体制の確立により法令等を遵守することを ANTA NBA 宣言•公表。(平成28年8月)



<内容(抜粋)>

- ・行程作成にあたっては貸切バス事業者と旅行業者双方が充分な打ち合わせを行います。
- ・貸切バス事業者と旅行業者は、共同で、より安全な運行ルートの設定に努めます。
- ・貸切バス事業者と旅行業者は、事故・故障・トラブルなどの緊急時における連絡先を明確にし、 休日や深夜等の営業時間外であってもお互いに連絡が取れる体制を構築します。
- •旅行業者は、安全の確保に取り組んでいる貸切バス事業者を利用することに努めます。
- ・貸切バス事業者は、運送申込書/運送引受書に運賃・料金の上限・下限額を記載します。
- ・貸切バス事業者と旅行業者は、運賃・料金の上限・下限の範囲内の届出運賃・ 料金を遵守します。
- ・旅行業者は貸切バス事業者に対し、手数料等を記載した書面を提出します。
- ・貸切バス事業者から旅行業者に支払う手数料等については、名目の如何によ らず、実質的に運賃・料金の下限割れとならないようにします。



18. 運送申込書/引受書の保存期間の延長等



く背景>

令和5年10月公布、令和6年4月1日施行の「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第83号)」により、貸切バス事業者の運送引受書の保存期間が3年に延長されたところです(これまでは1年保存)。

<令和6年4月からの保存期間の取り扱い>

上記を踏まえ、観光庁では関係通達を改正し、旅行業者等が貸切バス事業者との間で契約を締結した際に取り交わす運送申込書/引受書の保存期間についても、3年に延長する予定です。通達の改正は準備でき次第速やかにお知らせします。

※なお、運送申込書/引受書の様式例についても、一部を改正のうえ様式化する予定。

19. 最後に ~旅行業者等の皆様に心掛けていただきたいこと~ 🍑 観光庁



◆ 旅行の行程を確認しましょう

- 貸切バス事業者に行程作成を丸投げしない。
- インターネットの検索サービスを活用するなどして、ルートを確認しましょう。
- 実際にそのルートで問題ないのか、貸切バス事業者に確認しましょう。
- ・バスの発地・着地を含めた行程と貸切バス事業者の営業区域を確認しましょう。



◆ 運送引受書の記載内容をチェックしましょう

- ・所要の記載が適正になされているか。(下限、手数料等)
- 運賃等は貸切バス事業者が計算するのが第一ですが、間違っていた場合、旅行業者も責任が問われる 場合がありますので、きちんと確認をしましょう。

◆ 旅行終了後、精算が必要ないか確認しましょう

・旅程管理の責任を果たすためにも、実際の行程が予定どおりできたか貸切バス事業者に確認しましょう。

◆ 下限が割れていなければいいの?

手数料を設定する場合は契約する貸切バス事業者の安全を阻害しない範囲内で設定しましょう。 手数料の設定を一方的に押し付けるようなことはせず、貸切バス事業者とよく話し合って決めましょう。

◆ その他

- 世間的には「旅行会社は依頼する立場で貸切バス事業者よりも優越的地位にある」と見られています。 運賃・料金や手数料等の交渉時はその点に注意しましょう。
- ・旅行業者も、旅行の安全の確保が最優先の課題であると認識し、貸切バス事業者が輸送の安全コストを 積極的に投資しているか確認しましょう。(セーフティバス利用促進等)